

廃炉発官 R 5 第 8 2 号
令和 5 年 8 月 2 9 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）増設に伴い、下記の通り変更を行う。

Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備

2. 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画

2.5 汚染水処理設備等

本文

- ・H I C格納用ボックスカルバート保管体数の変更

添付資料－2

- ・H I C格納用ボックスカルバート保管体数の変更に伴う図面更新
- 添付資料－1 4
- ・H I C格納用ボックスカルバート保管体数の変更
 - ・H I C格納用ボックスカルバート保管体数の変更に伴う図面更新
 - ・線量評価の見直しに伴う記載の変更
 - ・記載の適正化

2.16 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設

2.16.1 多核種除去設備

本文

- ・変更なし

添付資料－4

- ・H I C格納用ボックスカルバート保管体数の変更

2.16.2 増設多核種除去設備

本文

- ・変更なし

添付資料－7

- ・H I C格納用ボックスカルバート保管対数の変更

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第3編（保安に係る補足説明）

2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明

2.2 線量評価

- 2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量
- ・H I C格納用ボックスカルバート保管体数の変更

以 上